

記載例

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



木更津市長 様

令和 4年 4月 1日

木更津市税条例第46条の4の規定により、市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため届出ます。												
所在地 (住所)	木更津市 〇〇〇 △△△△ 番地											
フリガナ												
名称 (氏名)	有限会社木更津 〇 〇 〇											
代表者 職氏名	〇〇 〇〇〇					電話番号	(0438) 53 - 〇〇〇〇					
法人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	担当者 (連絡先) (0438) 53-〇〇〇〇 内線〇〇〇 (氏名) 総務 〇〇〇
特別徴収義務者 指定番号	0 0 0 △△ △△ △△ △△					※市町村ごとに異なります						
理由	※該当する番号に〇をつけてください。 ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ② その他 (理由: )											
関与税理士 署名	△△△税理士事務所 〇〇〇〇					(連絡先) 0438 (23) 〇〇〇〇						

【注意事項】

- 届出者が個人である場合には住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した月の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。  
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

〔例〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎ 1 2 ~ 2 月分 ⇒ 4 月 1 0 日まで      ◎ 3 月分 ⇒ 4 月 1 0 日まで      ◎ 4 ~ 5 月分 ⇒ 翌月 1 0 日まで

木更津市役所 財務部市民税課 電話0438-23-8571  
〒292-8501 千葉県木更津市朝日2-10-19 朝日庁舎

※市処理欄  ・納期特例 _____ 月分まで  ・解除後の納入書の必要 (有り・無し)	入力日	通知書・納入書の作成
	/ /	/ /